

3 オンライン申告の「認証情報」について （「電子申告等届出書」を含む）

（問1）オンライン申告を始めたい場合、どうすればよいですか？

（答） 賦課金特設サイトの「各種届出書フォーム」から「電子申告等届出書」をご提出ください。

届出内容確認後、ERCA から認証情報（ユーザ ID、仮パスワード、認証用ファイル（k2h ファイル））を送付しますので、オンライン申告システムにログインして申告をお願いします。

（問2）「電子申告等を行う者」とは？

（答） オンラインで手続を行う担当者となります。

（問3）「認証情報」は、有効期限があるのですか？

（答） 期限はありません。

「賦課金番号」に変更がない限り、認証情報（ユーザ ID、変更後のパスワード、認証用ファイル（k2h ファイル））は有効ですので大切に保管してください。

担当者が変わる場合は、認証情報を引継いでください。

（問4）認証情報の送付先である「認証情報送付先」欄に変更があった場合は、どのような手続が必要ですか？

（答） 手続の必要はありません。

認証情報（ユーザーID・仮パスワード）のハガキの発送を廃止したため届出は不要となりました。後任の担当者等へ認証情報を引き継いでください。

（問5）認証情報を取得後、用紙申告に変更してもよいですか？

（答） 認証情報を取得後であっても、用紙申告に変更することは可能です。

ただし、その際用の紙申告の提出先は、汚染負荷量賦課金事務局になりますので、オンライン申告との二重申告にならないようご注意ください。

（問6）「電子申告等届出書」の提出期限はいつですか？

（答） 提出期限はありません。

届出書の提出は、認証情報の発行・郵送等に時間を要することから、なるべく4月末までに提出いただくことをお勧めしています。

（問7）「電子申告等届出書」の納付義務者名称が変更になる場合は、どのような手続が必要ですか？

（答） 賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」よりご連絡ください。ERCA 担当者から、折り返しご連絡します。

手続としては、「名称等変更届出書」を提出し、「賦課金番号」が変更になる場合は、「電子申告等届出書」を再提出して新たな認証情報を取得してください。

なお、名称変更の理由によって、提出する確認資料が異なりますので「申告・納付の手続き（緑冊子）」をご確認ください。

（問 8）自分で設定したパスワードを忘れた場合は、どうすればよいですか？

（答） 賦課金特設サイトの「お問い合わせフォーム」の「認証情報に関すること」を選択しご連絡ください。

設定したパスワードを無効にしますので、メールで送信される仮パスワードで再度ログインしていただき、新しいパスワードを設定してください。

（問 9）認証用ファイル（k2h ファイル）を紛失した場合は、どうすればよいですか？

（答） 賦課金特設サイト「各種届出書フォーム」の「電子申告等届出書」の「再発行」を選択して送信してください。

認証用ファイル（k2h ファイル）をメール又は CD で再発行いたします。認証用ファイルは今後も使用しますので、大切に保管してください。

（問 10）オンライン申告で使用する認証用ファイル（k2h ファイル）を開くことができません。どうすればよいですか？

（答） 認証用ファイル（k2h ファイル）は開かないでください。

開いても読み取れないファイルです。受け取った認証用ファイル（k2h ファイル）を PC 上に保管していただき、オンライン申告システムにログインする際に参照（参照→指定→開く）してください。

（問 11）オンライン申告システムのログイン画面はどうすれば表示できますか？

（答） 賦課金特設サイトの右上にある「オンライン申告システム ログイン」バナーからログインしてください。

アドレスを入力した場合は、次のような原因が考えられます。

- ・アドレスの入力誤り。
- ・オンライン申告サイトの、https://の「小文字の s（エス）」の入力漏れ。
- ・パスワードの入力誤り。

（問 12）認証情報のハガキが届いていない場合は、どうすればよいですか？

（答） 2021 年（令和 3 年）3 月を最後に認証情報（ユーザー ID・仮パスワード）のハガキの発送は廃止しました。

毎年度の仮パスワードでのログインはなくなりましたので、事業者にて設定したパスワードで引き続きログインできます。

なお、設定したパスワードを忘れた場合は、賦課金ホームページ「お問い合わせフォーム」の「認証情報に関すること」を選択しご連絡ください。

(問 13) 「電子申告等を行う者」に指定した担当者が交代したのですが、「電子申告等届出書」の提出は必要ですか？

(答) 提出は不要です。

これまで使用していたオンライン申告の認証情報を、引き継いで使用してください。

(問 14) オンライン申告をしていますが、法人の組織変更により賦課金番号が変更しましたが、「電子申告等届出書」の提出は必要ですか？

(答) 提出は必要です。

賦課金特設サイトの各種届出フォームから「電子申告等届出書」を提出し、変更後の賦課金番号で認証情報を入手してください。

(問 15) 押印廃止に伴い、「電子申告等届出書」の様式が変わりましたが、オンライン申告に関する手続で変更がありますか。

(答) ①従来 CD-R でお送りしていた「認証用ファイル (k2h ファイル)」を、メールで送付することが可能となりました。

②「電子申告等を行う者」が変わっても、これまでお使いいただいていた「認証用ファイル (k2h ファイル)」は引き続き使用いただけます。

③「電子申告等届出書」から「代理人選任・解任届出書」欄を削除しましたので、代理人で申告する場合のみ、「代理人選任・解任届出書」を提出いただくこととなりました。

注) 従来は、「電子申告等届出書」は「代理人選任・解任届出書」を兼ねておりましたが、代表者の押印を廃止にしたことに伴い、「電子申告等届出書」と「代理人選任・解任届出書」は、別々の届出書となりました。代理人の変更については、「代理人選任・解任届出書」を提出してください。

(問 16) オンライン申告をしています。担当者が変更になる場合、どのような手続が必要ですか？

(答) 手続の必要はありません。

担当者が変更した場合は、申告書の担当者欄に変更となった担当者をご記入ください。

なお、認証情報は引き続き使用できますので、後任の担当者へ引き継いでください。